

岩手県告示第120号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年2月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和50年9月19日岩手県告示第1188号、平成4年10月15日農林水産省告示第1087号（4に係るものに限る。）
- （2） 変更に係る指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法 変更しない。
 - イ 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
- 2（1） 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 九戸郡洋野町大野第56地割字間ヶ沢81の2（次の図に示す部分に限る。）
- （2） 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- （3） 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - （ア） 主伐は、択伐による。
 - （イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。
 - （ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び洋野町役場に備えて
おいて縦覧に供する。